

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名 「介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」

2. 案の公表の日 平成 27 年 7 月 1 日

3. 意見提出期間 平成 27 年 3 月 21 日から平成 27 年 4 月 20 日まで
(30 日間)

4. 意見提出実績

総数 2 件（個人のみ）、延べ 2 項目

・電子掲示板 2 件

5. お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

別紙 1 のとおり

6. 方針案及び計画案の修正について

別紙 2 のとおり

7. その他

本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。

8. 問い合わせ先

介護保険課管理係

電話 03-3312-2111

区民意見の概要と区の考え方

項目	意見の概要	区の考え方
その他(評価書全般に対するご意見)		
	<p>そもそもマイナンバーという一括した番号で「国民健康保険に関する個人情報」「国民年金」「介護保険」「児童手当」に関する事務について、一括してナンバー登録するというのに意見を個別に求めること自体理解できません。一括するということに対してなぜ個別に意見募集するのでしょうか？そもそも一括ナンバーによる管理に情報漏えいの際の危険、などを考えると問題あるのではないのでしょうか？</p>	<p>特定個人情報保護評価については、番号法第 26 条で定められる指針「特定個人情報保護評価指針第 4 の 2」により、原則として番号法別表第一の事務の単位で実施することとされています。今回ご意見を募っている国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当の各事務の特定個人情報保護評価についても、この指針により番号法別表第一の事務の単位で実施しているものです。</p> <p>また、マイナンバー制度に関する安全対策の取り組みとしましては、特定個人情報の管理については、内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室作成の「社会保障・税番号制度 概要資料平成 27 年 2 月版 (P 16 ~ 17)」 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2702_gaiyou_siryou.pdf) にまとめられていますので、ご参照ください。</p>
	<p>私は共通番号制(マイナンバー制度)の廃止を求めています。特に自治体の準備の遅れが伝えられていますので、自治体として、実施時期の延期を強く求めています。</p>	<p>マイナンバー制度は法律に定められた制度であることから、区におきましても法令等に基づき制度を実施してまいります。</p> <p>また、制度の準備につきましては、法令の定める時期に安全かつ適正な制度を開始するため、今後とも国や都と連携しながら進めてまいります。</p>

介護保険に関する事務 全項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続きによる
意見を踏まえた修正
・印＝その他の修正

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
評価書全般	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号(個人コード) ・個人番号(番号法) ・個人番号(マイナンバー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>個人コード</u> ・個人番号__ ・個人番号__ 	表下※1に別途記載。
75P 6. 特定個人情報の 保管消去	<ul style="list-style-type: none"> ②保管期間・その妥当性 ・(記載なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ②保管期間・その妥当性 ・<u>介護保険法施行規則第76条第1項及び第95条(居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法)より、資格喪失(転出)後、同居居に再転入し、住宅改修費の支給を受ける場合は、資格喪失(転出)前の支給額を上限額に含めるため、住宅改修費データについては死亡が確認できるまで保存する。今後、個人番号による転出先での死亡情報が確認できるようになると住宅改修費データの削除も可能になる。</u> 	・記載漏れ
75P 6. 特定個人情報の 保管消去	<ul style="list-style-type: none"> ③消去方法 ・情報システム担当課 	<ul style="list-style-type: none"> ③消去方法 ・<u>情報政策課</u> 	・正式な部署名に変更
77P 2. 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ③対象となる本人の範囲・その必要性 ・区内居住者について住民票上の居住地とは別に現住所を管理する必要がある場合があるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ③対象となる本人の範囲・その必要性 ・削除 	・介護保険課では記載内容の運用は行わない為修正。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
61P・77P 3. 特定個人情報の 入手使用	⑧使用方法・情報の突合 ・基本4情報	⑧使用方法・情報の突合 ・ <u>4情報</u>	・記載を統一するため。
112P 3. 特定個人情報の 使用	リスク1・宛名システム等に おける措置の内容 ・本特定個人情報ファイル (介護保険ファイル)	リスク1・宛名システム等に おける措置の内容 ・本特定個人情報ファイル__	・記載を統一するため。
115P 5. 特定個人情報の 提供移転	リスク1・その他の措置の 内容 ・本特定個人情報ファイル (介護保険ファイル)	リスク1・その他の措置の内容 ・本特定個人情報ファイル__	
113P 3. 特定個人情報の 使用	リスク2・特定個人情報の 使用の記録・具体的な方 法 ・保管するログは、物理的 に区画・施錠された保管棚 で、「杉並区文書等保存年 限基準」に基づき7年間保 管する。	リスク2・特定個人情報の使用の 記録・具体的な方法 ・保管するログは、物理的に区 画・施錠された保管棚で、「杉並 区文書等保存年限基準」及び <u>「情報セキュリティマネジメント実 施基準」に基づき管理する。</u>	・記載を統一するため。
114P・128P 4. 特定個人情報フ ァイルの取扱いの 委託	情報保護管理体制の確認 ・委託する際は、ISMS, プ ライバシーマーク等の認証 取得を要求するなど、委託 先の社会的信用と能力を 確認する。	情報保護管理体制の確認 ・委託する際は、ISMS, プ ライバシーマーク等の認証取得を求 めるなど、委託先の社会的信用 と能力を確認する。	・第三者点検で指摘された事項に 対応するため、記載を修正。
121P 4. 特定個人情報フ ァイルの取扱いの 委託	情報保護管理体制の確認 ・システムの運用を委託す る際は、ISMS, プライバシ ーマーク等の認証取得を 要求するなど、特定個人 情報の保護を適切に行え る委託先であることを確認 する。	情報保護管理体制の確認 ・システムの運用を委託する際 は、ISMS, プライバシーマーク 等の認証取得を求めるなど、特 定個人情報の保護を適切に行え る委託先であることを確認する。	

※1 ……これまで杉並区では、電算処理等で住民等を識別するための8桁の識別子（コード）について電算記録項目として、「個人コード」もしくは「個人番号」という名称で登録を行い、利用してきた。一方、番号法の施行に伴い、杉並区においても番号法で定めるところの12桁の「個人番号」を電算記録項目として登録する必要がある。今後、一般的には、「個人番号」とは、この12桁の番号を指すこととなることから、区民等への分かりやすさの観点から、区においても当該12桁の番号については、記録項目名として「個人番号」を用いることが望ましい。このため、既存の「個人コード」・「個人番号」という名称で登録されている8桁の識別子については、「個人コード」という名称に一本化し、番号法に定める12桁の「個人番号」について「個人番号」という名称とすることとした。このことから、特定個人情報評価書においては、番号法2条第5項で規定する12桁の番号を「個人番号」、区既存電算システムにおいて住民等を識別するために利用する8桁の番号を「個人コード」と記載することとする。